

姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会

会議の傍聴について

- この懇話会の会議は、「姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき公開とされます。会議が非公開の場合を除き、どなたでも傍聴できます。
- 会場準備の都合等により、傍聴する方の人数をあらかじめ決めています。
- この会議の傍聴要領は以下のとおりです。

- (1) 傍聴者の定員は5名とします。(先着順)
- (2) 傍聴を希望する方は、会議の当日、開会予定時刻の30分前から受付で住所、氏名を受付簿に記入し、傍聴証を受けとってください。
- (3) 会議の開会後の入場はできません。
- (4) 報道関係の方は、定員にかかわらず傍聴できますので、受付で所属、所在地、氏名を受付簿に記入し、入場してください。
- (5) 会場内での写真の撮影や録音等は、禁止しています。
- (6) 静穏に傍聴し、公正で円滑な会議の進行にご協力をお願いします。
- (7) 会議の運営に支障がある場合には、非公開とすることがあります。